

平成28年第1回府中町議会定例会

会議録(第3号)

1. 開会年月日 平成28年3月4日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成28年3月11日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 中井元信君  | 副議長 | 岩竹博明君 |
| 1番  | 小菅卷子君  | 3番  | 繁政秀子君 |
| 4番  | 益田芳子君  | 5番  | 山口晃司君 |
| 6番  | 上原貢君   | 7番  | 海渡弘信君 |
| 8番  | 西友幸君   | 9番  | 中村勤君  |
| 10番 | 慶徳宏昭君  | 11番 | 山西忠次君 |
| 12番 | 木田圭司君  | 13番 | 力山彰君  |
| 15番 | 加島久行君  | 16番 | 中村武弘君 |
| 17番 | 梶川三樹夫君 | 18番 | 林淳君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第16号議案 府中町長の給料の額の特例に関する条例の制定について
- 3 第21号議案 府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 4 第28号議案 指定管理者の指定について(府中町ふれあい福祉センター)
- 5 第29号議案 指定管理者の指定について(府中町シルバーワークプラザ)
- 6 第30号議案 指定管理者の指定について(府中町老人集会所栄寿館)
- 7 第31号議案 指定管理者の指定について(安芸府中商工センター)
- 8 第6号議案 平成28年度府中町一般会計予算
- 9 第7号議案 平成28年度府中町土地取得特別会計予算

- 1 0 第 8 号議案 平成 2 8 年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 1 1 第 9 号議案 平成 2 8 年度府中町下水道事業特別会計予算
- 1 2 第 1 0 号議案 平成 2 8 年度府中町介護保険特別会計予算
- 1 3 第 1 1 号議案 平成 2 8 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

(予算特別委員会解散)

1 4 一般質問

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| 町             | 長 | 和多利 義之 君  |
| 教 育           | 長 | 高 杉 良 知 君 |
| 企 画 財 政 部     | 長 | 高 石 寛 智 君 |
| 地 方 創 生 担 当 部 | 長 | 地 下 調 君   |
| 総 務 部         | 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 立 石 佳 之 君 |
| 生 活 環 境 部     | 長 | 梶 川 幸 正 君 |
| 建 設 部         | 長 | 河 中 健 治 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所  | 長 | 土 手 澄 治 君 |
| 消 防           | 長 | 中 川 和 幸 君 |
| 教 育 部         | 長 | 金 藤 賢 二 君 |
| 消 防 本 部 次     | 長 | 白 崎 俊 文 君 |
| 企 画 課         | 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 総 務 課         | 長 | 新 見 公 平 君 |
| 町 民 生 活 課     | 長 | 金 光 一 隆 君 |
| 監 理 課         | 長 | 池 口 豊 記 君 |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 岡 村 紀 行 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のために会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 花 田 智 史 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会前 午前10時14分)

○議長(中井元信君) 皆さん、おはようございます。本会議開会前でございますが、ここで教育長から、これまでも報告がありました。府中緑ヶ丘中学校の件に関し、再度報告したいとの申し出がありましたので、許可します。

教育長。

○教育長(高杉良知君) 本日は本会議前の貴重な時間にこうした報告の時間をとっていただきまして、まことにありがとうございます。

このたびは府中緑ヶ丘中学校男子生徒がみずから命を絶つという、大変悲しい出来事が起こりましたことに対しまして、改めまして、亡くなられた生徒及び御遺族の皆様方に哀悼の意を表しますとともに、生徒や保護者、全ての関係者の皆様におわびを申し上げます。

また、議員の皆様を初め、町民の皆様にも御心配、御心痛をおかけいたしまして、心からおわびを申し上げます。

さて、議員の皆様には、これまで2回経緯を御報告をしておりますが、3月9日に文部科学副大臣から御指導、御助言をいただきましたことを真摯に受けとめるとともに、国、県とも十分連携して今後対応してまいりたいというふうに思っております。

これまでの報告でも申し上げましたが、この事案につきましては、全員が外部の方で構成する第三者委員会を早急に立ち上げまして調査を行い、学校、教育委員会、一丸となって対処してまいります。

また、その経緯につきましても、その都度、町民の代表であります議員の皆様方にお知らせをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。このたびは大変申しわけございませんでした。

○議長(中井元信君) ただいま教育長から報告がありました。改めて、昨年12月に亡くなられた府中緑ヶ丘中学校の生徒に対し、また御遺族に対し、哀悼の意を込め黙祷をささげたいと思います。皆さん御起立をお願いします。

(黙祷)

○議長(中井元信君) 御着席ください。

先ほど教育長から報告がありましたように、今後、外部の委員で構成されます第三者委員会が設置され調査されるとのことでございます。議会といたしましても、このたびの件につきましては、学校教育における大きな事案でありますので、調査はもち

ろん、あわせて生徒、保護者、職員のケアにも万全を期し、県教育委員会と連携をしながら、対策を講じていただきますよう強く意見をしておきます。

また、第三者委員会等の意向を逐次、議員全員協議会などの場を設け、報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

(開議 午前10時19分)

○議長(中井元信君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成28年第1回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は17番 梶川議員、18番 林議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第2に入りますが、お手元の日程第2から日程第13までの各議案は、平成28年度予算並びにそれらの関連議案でありますので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、日程第2、第16号議案、府中町長の給料の額の特例に関する条例の制定について、日程第3、第21号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、日程第4、第28号議案、指定管理者の指定について(府中町ふれあい福祉センター)、日程第5、第29号議案、指定管理者の指定について(府中町シルバーワークプラザ)、日程第6、第30号議案、指定管理者の指定について(府中町老人集会所栄寿館)、日程第7、第31号議案、指定管理者の指定について(安芸府中商工センター)、日程第8、第6号議案、平成

28年度府中町一般会計予算、日程第9、第7号議案、平成28年度府中町土地取得特別会計予算、日程第10、第8号議案、平成28年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第11、第9号議案、平成28年度府中町下水道事業特別会計予算、日程第12、第10号議案、平成28年度府中町介護保険特別会計予算、日程第13、第11号議案、平成28年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託いたしておりますので、ただいまから委員長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、11番山西委員長。

○11番（山西忠次君） それでは、報告いたします。

平成28年3月11日。

府中町議会議長中井元信様。

平成28年度予算特別委員会委員長山西忠次。

平成28年度予算特別委員会報告書。

平成28年3月7日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告します。

第16号議案 府中町長の給料の額の特例に関する条例の制定について

原案可決

第21号議案 府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

原案可決

第28号議案 指定管理者の指定について（府中町ふれあい福祉センター）

原案可決

第29号議案 指定管理者の指定について（府中町シルバーワークプラザ）

原案可決

第30号議案 指定管理者の指定について（府中町老人集会所栄寿館）

原案可決

第31号議案 指定管理者の指定について（安芸府中商工センター）

原案可決

第6号議案 平成28年度府中町一般会計予算

原案可決

第 7号議案 平成28年度府中町土地取得特別会計予算

原案可決

第 8号議案 平成28年度府中町国民健康保険特別会計予算

原案可決

第 9号議案 平成28年度府中町下水道事業特別会計予算

原案可決

第10号議案 平成28年度府中町介護保険特別会計予算

原案可決

第11号議案 平成28年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原案可決

なお、審査過程における要望意見ということで、6項目述べておきます。

第6号議案に対し、

①現在、第9投票区の投票所である南保育所は、平成28年9月執行予定の府中町議会議員一般選挙後に解体し、地域の広場として再整備することになっている。そのため、選挙管理委員会は投票区再編の検討を進めるとしているが、投票所の減少が危惧される。高齢化が進む中、投票困難な住民の政治への参画意識が希薄化することのないよう、共通投票所のあり方等も含め、投票意識の醸成に努められたい。

②小・中学校の教育環境の整備については、児童・生徒が学校生活において最も頻繁に使用する机の計画的な更新等、施設及び設備の充実を早急に対応できる予算の確保に努められたい。

③「小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願」に対する附帯決議を受け、乳幼児等医療費助成については制度設計されているが、今後とも財政状況を見据え、子育て世代のさらなる負担軽減に向け検討されたい。

④介護従事者処遇改善補助金については、実際に現場で働く従事者への報酬等の処遇改善が図られるよう努められたい。

⑤福寿館のトイレ改修については、利用者の利便性や快適性向上のため、早期に実現されたい。

⑥道路整備予算の増額が図られており、町民要望や議会意見を踏まえたものと評価できる。子供連れでも安心して通行できる歩道整備を進めるとともに、計画的かつ早期に町民生活の基盤である生活道路の維持補修、改良工事を進められたい。

以上でございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示された意見等を十分予算執行に活かされるよう、一層の努力をお願いしたいと思います。平成28年度予算特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（中井元信君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありましたが、本件につきましては、18名全員による予算特別委員会において審査をしていただき、内容は御理解のことと思います。よって、質疑を省略し、直ちに1議案ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございます。よって、1議案ずつ討論、採決を行います。

また、採決の場合、現在の出席議員18名で、その間、議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認を省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

日程第2、第16号議案、府中町長の給料の額の特例に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第3、第21号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

それでは反対討論から行います。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 第21号議案について、意見を述べさせていただきます。

私どもは最初にこの乳幼児等医療費助成についての条例案、これは子ども医療費助成というふうに名前が変わりました。その際に僕たちは評価をしてる、僕も含めて皆さんの中にもという意味なんですけども、それはどういうことかといいますと、これまでの就学前の児童に対する助成に、まだ金額は明確ではないんだけど、2,000万円から3,000万円を追加して新しい条例に変わるという点は、私たちは評価してました。ところが、実際にこの条例の中身を見てみますと瑕疵がある、傷があるという意味ですが、というふうに思います。

どこかといいますと、これまで就学児、就学前の乳幼児に対する医療費助成は、完全無料化だったんですね。ところが、今度条例の一部改正で細目にわたって見ますと、これまで無料だった、しかも考えてみると、一番医療費を必要としている乳幼児、これが1回500円という一部負担が導入されてる。その点が一番大きな問題だというふうに思いました。

だから、2千万～3千万円の増額される助成費は当然のことながら、小学校以上の子供たちの助成に回すのは当然だと思ったけれども、一番基本であるゼロ歳児から就学前の子供たちに有料化を求める。ある議員がおっしゃいましたように、福祉を後退させるというのは大変異常なことだ、ちょっと表現は違いますが、とんでもないことだという表現をされました。先ほどの予算委員会の全体会議でね。僕もそうだと思います。今までどおり就学前の子供たちには完全無料化をし、上乘せした部分はその上に来るところに回すというのが当然だと。今、全国的に各自治体で、今、子ども・子育てということで大きなテーマになっていますので、この議会が終われば、全国的な傾向がわかると思うんだけど、どこも改善してると思います。前進してると思います。上乘せが随分行われるんじゃないかと思います。恐らく府中町のような一番大事なところを改悪して上に持っていくというようなのは、恐らく全国にないと思う。こういう条例を認めるような議会であってはならないと思うんですね。僕はそういう意味で、その点について瑕疵があるというふうに考えまして、この条例に反対します。

そして、意見を若干つけ加えさせてもらいますと、実はこの条例は来年4月1日か

ら施行することということになっております。ということは、約1年後の施行なんですね。だから、もう一度申し上げますけれども、全国に恥をかくような条例を認めては、府中町の議会の名に恥じるようなことになると思います。そういう意味で、再度、再度は一度使いましたから、再々度になるかもわからんけども、本当に十分討論をして、とりわけ3,700何がしかの、3,840でしたかね、は完全医療費無料化という請願署名を保護者たちが集めたわけですね。そういう意も酌んで、再々度条例の検討を進めていただきたいというのが私の意見です。どうもありがとうございました。

○議長（中井元信君） 次に賛成討論を行います。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 第21号議案の府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、賛成の立場で賛成の討論をさせていただきます。

予算委員会でも十分なるこの件については協議をいたしました。そのまとめとして、委員長が報告しましたように、主査の報告にもありますんですが、これはやはり主査の報告のとおり私は尊重をしないと、このように思いますし、先ほど言われましたことも十分理解をするわけですが、やはりこの件については、前任者もちょっと言われたんですが、あれは26年12月だったと思うんですが、請願を出されまして、その採択をしたことが、経緯があります。そのときも慎重審議をいたしまして、結論をこの議会として一応出したわけですが、そのときにはその請願を否決をしております。

要するに、主査が審査過程における意見として、委員長も申されましたが、やはり乳幼児等医療費助成については制度設計されているが、今後とも財政状況を見据えながら、その子育て世代のさらなる負担軽減に向け検討をされたいというようにまとめております。施行日が来年の4月1日からという件もありますが、十分にこの件については福祉行政の後退にならないように、この点については強く理事者の方々にも申し上げ、福祉向上に最大の努力をしていただくよう、強く申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中井元信君） 賛否両論出ましたので、討論を終わりたいと思いますが、御異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） それでは、採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中井元信君) 賛成多数でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第4、第28号議案、指定管理者の指定について(府中町ふれあい福祉センター)について討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中井元信君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第5、第29号議案、指定管理者の指定について(府中町シルバーワークプラザ)について討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中井元信君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

挙手の場合、しっかりと手を挙げていただいて賛否をはっきりと表現していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に参ります。

日程第6、第30号議案、指定管理者の指定について(府中町老人集会所栄寿館)について討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第7、第31号議案、指定管理者の指定について（安芸府中商工センター）について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 賛成多数でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第8、第6号議案、平成28年度府中町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第9、第7号議案、平成28年度府中町土地取得特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第10、第8号議案、平成28年度府中町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第11、第9号議案、平成28年度府中町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第12、第10号議案、平成28年度府中町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第13、第11号議案、平成28年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということですので、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

ここで平成28年度予算特別委員会に付託された案件は全て終わったわけでございます。

したがいまして、平成28年度予算特別委員会を解散したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございます。よって、平成28年度予算特別委員会を解散いたします。

（予算特別委員会解散）

○議長（中井元信君） ここで正・副委員長に御挨拶をお願いします。

まず、委員長からお願いをいたします。

11番山西委員長。

○11番（山西忠次君） 予算特別委員会解散に伴い、一言御挨拶いたします。

28年度予算の審査に当たりましては、副委員長を初め、皆様の御協力のもと、慎

重なる審査を得て、日程どおり本日議決に至りましたことを感謝申し上げます。何かと行き届かない点多々あったと思いますが、本当に皆様方の御理解、御支援をいただきまして、責務を果たしていくことができました。重ねて感謝を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、議員の多くの方から意見が出されております。こうした意見を十分に参考にいただき、住民に優しいまちづくりを推進していただくことを強く申し上げまして、挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（中井元信君） 続いて、副委員長、お願いします。

17番梶川副委員長。

○17番（梶川三樹夫君） 皆様の御協力、また委員長のスムーズな進行のおかげで慎重かつ活発な審議の中、新年度予算の審査を終えることができました。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（中井元信君） 正・副両委員長におかれましては、大変に御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） ここで休憩をいたします。再開は11時10分からといたします。休憩。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時10分)

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第14、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って、通告順に行います。

総務文教関係、第1項、府中町の今後の自治制度のあり方について、3番繁政議員の質問を行います。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 東日本大震災からきょうでちょうど5年、早いんですね、もう

5年たったんですよ。仮設住宅にはまだ5万7,000人余りの方が生活をされていると聞いております。一日も早い復興を願ってやみません。

それでは、質問に入ります。府中町の今後の自治制度のあり方について、お尋ねをいたします。

府中町は、平成27年の国勢調査における人口は他の自治体が減少傾向にある中、前回は600人余り増の5万1,055人です。平成2年から連続して基本的な市制要件の5万人をクリアしてきています。

しかしながら、広島県では市制移行要件が県条例でさらに細かく大変厳しく、時代に逆行しているような要件設定とも言えると思います。そのため、幾ら市制を望んでも、現在の県条例の改正がなければ、なかなか市制にならないと思います。さらに、市制移行を望むならば、この高いハードルを越えなければなりません。単独市制移行ができないことが現実であります。ここで申しますと、孫とか子供が府中町で生活する分は別に何とも言うておりませんが、東京のほうに行ったり、名古屋のほうへ行ったり、いろんなどころに出ております。学校に行く子もおるでしょう。就職する子もおるでしょう。そのときに安芸郡府中町いうたらどんな田舎から来たんかのいうて、みんなが言われるそうです。ですから、子供たち、孫たちが望んでおります。単独市にできるんなら単独市にしてもらってほしいと要望いたしておりますので、こうした質問をさせていただきます。

そういうことをしようと思ったら、管轄である県はもとより、総務省に対しても、この広島県の条例の改正について強く要望していかなくてはなりません。一番難しいのが条例の中に高等学校を3つ、高校が3つなければいけないという条例の中に文章がありますから、これが10.45の半分は山ですから、その半分の中に高等学校が3つもできんですよ。府中町では1校はありますが、あとは専門学校ですから、専門学校があるからそれでどうでしょうかというような話を、町長に湯崎さんのところに持って行ってもらって、どうぞ市制が、単独市制ができるように、私たちも一生懸命協力しますので、町長の見解を聞いて、また私たちの動きにかえたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（中井元信君） 町長。

○町長（和多利義之君） 3番繁政議員からの府中町の自治制度のあり方についてということでお答えをさせていただきたいと、このように思います。

御質問にもありますように、平成27年に実施をいたしました国勢調査におきまして、府中町の人口は速報値ではございますが、前回平成22年に比較して600人増の5万1,055人。住民基本台帳人口でいいますと、27年10月に初めて5万2,000人を超え、91人、今、いうことではございますが、全国的には人口減少の中、広島県内の自治体の中でも人口増加率は、広島市、東広島市に次いで3番目ということになり、広島都市圏中心に近く、高い生活利便性と豊かな自然環境との調和という魅力によって、また福祉施策や都市基盤整備、教育環境の充実など、着実に実行してきたことが人口増につながったのではないかと、このように考えておるということでございます。

さらに、今後も子育て支援を初めとする、よりきめ細かで充実した住民サービスをみずからの考えをもって提供することにより、都市としてさらなる成長や発展を果たしていかなければならないと、このようにも思っております。

しかし、市制移行を目指していくには、現行の広島県条例、仰せのとおりであります。市制要件を満たしていない要件があることから、現状では、人口増加傾向にあり、5万人以上という基本的要件を満たしておりながら、市制移行ができない状態が続いておると、こういうことでございます。

したがいまして、今回の国勢調査の結果を踏まえまして、議会と連携をしながら、調査研究をしっかりと準備を整えた上で、戦後間もなくつくられた、今の時勢に合わないと思われるこの広島県条例を見直して御理解と御協力をいただくよう、広島県へ協議、要望を行っていききたいと、このようにも考えておる。

私の思いといたしましては、先ほど3番議員もおっしゃいましたが、全国で人口5万ぐらいの町で、なぜ高校と、それに匹敵する中等学校が3つ以上あるところがあるんかと、これは無理なね。上位法は1校になつとる。だから、ここが争点のポイントだと、私は思っておる。問題は、やはり一番としては、住民意識の私は問題だと思う。これがあればなせる、こういうようにも私は個人的にも思っ、恐らく間違いないと、このように思っ、おるということでございます。

また、平成22年までの国勢調査で人口5万人以上となった町村は、当町以外、全て市になっておる状況でございます。また、今回、平成27年国勢調査の速報値で人口5万人以上となったのが府中町を含め3町あり、そのうちで、当町以外の2町は既に市制移行の準備をしておると、こういうニュースもお聞きをいたしておるとい

とでございます。こうしたことから、人口5万人以上の町が市になることは当然のことと、私は考えておるといふことでございます。

過去においても、県と国に陳情してまいりましたが、県、いわゆる知事さんからは、条例のこともさることながら、人口が減つとるじゃないかと、平成7年と12年ですか、調査の方法が変わって人口がふえとるにもかかわらず減つとる。実際、そういう恨みがあったんですが、そういうことはないと言ったんですが、それとか都市圏への依存度が高いと、こうおっしゃる。これも私は否定をしたと、こういうことでございますが、法的な要件以外に、そのようなことはない、こう反論いたしまして、そのようなことから、当時は県の協力を得るのは難しいと私はとっさに判断をし、今後は当面は言わないが、引き続き、市制導入に向かって体制整備を進めていくと、こうやって申し上げておるといふことは、過去に言いましたとおりでございます。

また、国からはよい教示をしていただいておりますといふこともある。このことはやればなせる、こう思っておりますので、ただ問題は、私としても混乱は避けたいと、こういう気持ちがあるといふことで、もっと環境を整備して、それからもっと再発信をしていけば、先ほど言いますように無理はないと、こういうことに思っております、こういうことでございます。

なお、今後の市制移行を見据えた調査研究をすべき事項については、若干企画財政部長が少し補足をさせていただこうと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

答弁は私のほうからは以上でございます。

○議長（中井元信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 引き続き、3番繁政議員からの一般質問について、補足して答弁をさせていただきます。

私からは、広島県等への協議や要望を行うに当たりまして、事前に必要と思われる調査研究事項等について補足させていただきます。

まずは、平成27年国勢調査結果による市制要件のほか、市になるための事務手続等の確認作業を行う必要があります。また、既に市制に移行した他市の事例を参考としつつ、市になると何がどう変わるのか、市になることのメリットやデメリットなど、再度確認し整理した上で、町民の皆様にはわかりやすく正しい情報を広報紙、ホームページ等でしっかりとお知らせしていく必要があると思っております。

御承知のとおり、当町は法的な市の要件の一部を欠いております。市の要件は、地方自治法並びに広島県条例により規定されておりますが、広島県条例の市としての要件のうち、高等学校が3校以上設けられていることと、都市的業態人口が最近5年間増加傾向にあることの2項目がクリアできておりません。平成23年当時、広島県等にアプローチした際の対応が厳しいものであったため、当町にとって市制のハードルは非常に高いものであるとの認識のもと、広島県等に御理解と御協力をいただけるよう、今後取り組んでいく必要があります。

つきましては、今後広島県等に協議するに当たっての事前相談する際には、市制要件だけでなく、民意はどうなのかということも重要なポイントになるかと思われまます。よって、これらの調査研究等に基づいた町民への市になることについての情報発信を今後継続して行っていくことにより、機運を高めていく努力をしっかりとやっていく必要があると思っております。

私からの答弁は以上です。

○議長（中井元信君） 2回目の質問ございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 第4次総合計画の中にもありますよね、これからの自治の問題、取り組んで、アンケート調査したり、いろいろされるようになっておりますが、住民のニーズを早くとってもらいたいと思います。これ5年間の間にとるんじゃなくて、早目にとってもらって、そして多分皆さん市制になることを望んでいらっしゃると思いますが、住民の要望か意識をちゃんととって、その上でやらなくてはなりません。それはわかります。

それから、来年が、29年1月1日が80周年やね、町制80年。80年ですから、それに間に合えば一番いいんですが、80年になって市制がしかれたいうたら、すごくすばらしいなと思うんですが、その辺は今からの職員さんの努力と町長さんの努力だと思うんですが、町長さんも残念ながら、この29日までじゃけんね、5月の。じゃけ、それまでにもっとる力を十二分に発揮して、湯崎さんとももう仲よしじゃし、それから今度、県の議員さんたちともしっかりと話ができるようらしいですから、しっかり話をされて、単独市になるように頑張って、それで町長の置き土産になるように、29年1月1日の80周年ぐらいに間に合えばいいかなと思うんですが。

私たちもせんだって木田さんと私がうちの特別委員会の委員長と副委員長だったと

きに、一緒に県のほうへ行きましたが、あのときは林さんが議長だったんですよ。ですから、議員さんの意向を聞いたり、それからいろいろ県会議員さんの意向を聞いてからじゃないというて、ちょっと難しそうでした。それにあのころ湯崎さんもちょっと難しそうでしたが、今、湯崎知事も随分人間ができてこられて、変わって、だから、多分話ししに行ったら、湯崎さんもいいことじゃと言ってくくださるような気がします。私たちも行かせてもらいたいと思います。

総務省に行ったときは、中川先生の御縁で総務省へ行かせてもらったら、総務省のほうでは、県とよく話し合って、ほいで、まあできんことないから頑張るようにと言ってもらって帰ったんですが、多分、今随分あれから変わってきておりますから、4年ぐらい、3年ぐらいたつとるから。ですから、市制に移行するには、今がちょうどチャンスじゃないかなと私は思いますので、大変難しいところが、さっき町長も、それから部長もおっしゃったように、難しいことよくわかりますが、お互いに努力して、本当に町民のために発展する町にしてもらいたいと思いますので、お互いに協力してやっていきましょう。よろしくお願いします。答弁はいいです。

○議長（中井元信君） 以上で、第1項、府中町の今後の自治制度のあり方について、3番繁政議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、安全で安心のまちのために、について、16番中村武弘議員の質問を行います。

16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） まず、資料請求、どうもありがとうございました。

質問事項は、安全で安心のまちのために、ということなんですけど、先月の2月25日ですか、益田で突風が吹きまして多くの被害が出ました。これは急激な寒気が原因だと言われております。この3月に入っても、府中町でも随分と寒暖の差いうんですか、あしたはまた一番寒くて、あさってからはもう10度ぐらい高くなっていきます。ということは、寒暖の差があったら当然温度だけじゃなくて風も出てきます。ということで質問をさせていただきます。

近年、台風や突風などで消防活動などに影響を及ぼす消火栓などの構築物はもとより、街路樹や街路灯などの倒壊などにより、安全で安心に暮らせる町を脅かす事例が見受けられます。

そこで、当町において、次の施設の老朽化に伴う点検と取りかえ状況等について、

お伺いたします。

1、消火栓の位置を示す看板ポールの必要性と消火栓のふたの開閉確認状況。

2、消火ホース格納箱の点検と収納品完備の確認状況。

3、一般道路に設置してある街路灯、特に水銀灯のポールの点検と取りかえ状況をお伺いたします。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 16番中村議員からの御質問、安全で安心のまちのために、の御質問にお答えいたします。

まず1点目の消火栓の位置を示す看板ポールの必要性と消火栓のふたの開閉確認状況ですが、議員が言われる消火栓の位置を示す看板ポールは、大阪消火栓標識株式会社という民間の企業が設置しております赤い塗色の消火栓と書かれた看板ポールのことかと思えます。これにつきましては、消防が直接関与していないため、企業に問い合わせた結果をお話ししたいと思います。

まず、看板ポールの設置数ですが、平成28年3月1日現在で、町内には50本のポールが設置されております。ちなみに、去年は69本あったというふうなことでございました。これは会社の考え方として、今後新設や更新は行わず、2年に1度の自社点検で腐食等が発見された場合、撤去していく方針だということだそうです。

参考ですが、管内には1,000個以上の消火栓が随所に設置され、消防隊は水利台帳や管内詳細図等により全てを掌握し、火災時には水利の選定を行うようにしております。

また、消火栓のふたの開閉確認につきましても、地理水利担当調査や、必要に応じて行う特別調査等の機会を捉えて毎年実施し、常時使えるよう維持管理に努めております。

次に、2点目の消火ホース格納箱の点検と収納品完備の確認状況についてでございますが、町内の道路が狭隘な地域や消防車の到着に時間を要する地域に対して、初期消火用の消火ホース格納箱を、ことしの平成28年3月1日現在で110個町内に設置しております。これらの点検及び収納品完備の確認につきましても、毎年行っている地理水利担当調査や特別調査等の機会を捉えて確認を行っているのが現状でございます。

ます。

なお、参考ですが、これまで収納器具に係る盗難事件等は発生しておりません。

また、平成28年度から総合計画にも掲げておりますが、計画的に老朽化した箱の取りかえや、誰もが簡単に、そして安全に使えるよう、器具の軽量化に向けて順次更新を行うようにしております。

最後に3点目ですが、この件については生活環境部の所管になりますが、あわせて答弁させていただきます。

一般道路に設置してある街路灯、水銀灯のポールの点検と取りかえ状況についてですが、平成28年2月末現在で町が管理する水銀灯及びナトリウム灯の道路照明施設は714基あります。そのうち、単独柱は274本でございます。平成26年度に町職員等で打音検査等により総点検を実施した結果、要注意と判定したものが37本ございました。緊急対応が必要な3本と、倒壊のおそれはないものの、さびや腐食等が激しい8本の計11本について、撤去、移設や補強等を行い、平成26年度末で要注意とする単独柱は26本となりました。この26本は全て要経過観察対象とし、定期的に点検を行い、今年度12本の撤去、移設と、4本の補強等の補修を行いました。残りの10本についても、来年度以降定期的に点検を実施するとともに、補修等の対応を行ってまいります。引き続き、定期点検を実施し、適切な保守管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 答弁ありがとうございます。最初の1番の看板ポールの件は、民間の施設で当町とは関係ないと言われました。万が一これ倒れてけがが出た場合には、その責任というのはやっぱりその民間の方にあるということなんですか。それプラス、当然あれは道路に設置してありますよね。いうことは、やっぱりそこに立つとるものということになれば、町としても何らかのかかわり合いがあるのではないんでしょうかね。その辺がはっきりしないと、特に交差点とかああいうところに立つとるやつは、今言うように、風で倒れる可能性ありますし、ここで聞こうと思ったんですが、あれは大体昔からあるはずなんですよ。私らも小さいときからでもあって、それが入れかわるとるんかどうかいというのはわかりませんが、耐用年数というんがあるもんなら、

もう当然切れとるのがたくさんあると思うんですよ。

ですから、こういう場合、反対に、府中町でも勝手に置いたんじゃないだろうと思いますが、民間のものを置いとけば、危ないと思えば撤去をされればいいと思うし、この丸い消火栓の看板が出た下に広告がついとるのが、まだ何ぼかあるはずなんですよ。あれなんていうのは、板が2つあるということは、風にあおられればすぐ倒れると思います。

というのが、2の質問は、今言われたんで結構と思うんですが、3の質問で、水銀灯、単独の水銀灯というのは、大阪の池田市の場合は、公園の中の水銀灯が倒れたんですけど、あれは犬の尿が原因で腐食して倒れたという話ですけど、単独の水銀灯いうのも知ってのとおり、以前から犬の尿の場所となっておるはずですよ。ということは、道路とのつけ根のところは全部腐食するんですよ。

それで、今強化してあると言われましたけど、最近見るのは、その外側にセメントで何か3センチぐらいの輪で50センチぐらいほど巻いてある。中がどうなっとなんか知りませんが、ただ、道路から上の分だけが巻いてあるはずなんです。下まで掘って、下からセメントで巻いてるはずではないと思います。あの公園のポールでも同じだろうと思います。ですから、風が吹けば倒れるというのは、要するに一番力が加わるところが腐食しとるということですから、ただ単に、強化するいうだけじゃあ大した意味がないと思うんです。

それと、水銀灯の耐用年数、ほいで古いのはいつごろからのがあるのか、わかれば教えてください。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 消火栓標識ポールが仮に倒壊等して損害が発生した場合の賠償責任については、やはり設置者、所有者の責任になろうかというふうに考えております。

それから、そのポールの耐用年数ですね、これについては、ちょっと設置者のほうに問い合わせをしてみたいというふうに思います。

道路占用のことについては、ちょっと申しわけないけど、建設部長のほうからひとつよろしくお願いします。

○議長（中井元信君） 監理課長。

○監理課長（池口豊記君） 道路占用の件なんですけど、この看板は占用物件となっております。電柱とか信号柱、それから標識ですね、これらも占用物件となっておりますので、占用者の責任において対処してもらおうと。もちろん、道路管理でパトロールをして、もちろん不備があれば、その都度占用者のほうに修理等を依頼するという形になろうかと思えます。

○議長（中井元信君） 3回目の質問ございますか。

16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 占用者、今の看板ポール、消火栓の、これ民間じゃ言われました、大阪消火栓というのは広島にも支店があるんですか。いうのが、もうあれをしよるいうそのものが、もうどういうんですか、営業は成り立たんようになってるはずなんですけど、看板もついてない、いうことは。

それともう一つ、消防のほうに聞きたいんですけど、今は全部、消火栓は丸いやつで、黄色い印がしてありますよね。ほいで、今それに変わりよるんだらうと思うんですけど、古い四角な消火栓は鉄のふた、随分と摩耗しております。やっぱり滑る危険性というのはあると思うし、早急に丸い黄色いのに変えて、看板ポールというのはそれイコールになるんか、ならんか知りませんが、撤去するという方向で進めていってほしいと思うんですけど、いかがなもんですかね。

○議長（中井元信君） 監理課長。

○監理課長（池口豊記君） 広島には広島支店ございます。現在、2名程度で運営されてるということで、具体的なその事業の中身については、確認は取っておりませんが、今消防長が申したとおり、県内のそういう看板も既に十数年前からそういう設置を行ってないということなんですけど、そのメンテナンス等を行っておられるようです。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

消防次長。

○消防次長（白崎俊文君） 先ほどの消火栓につきましては、現在丸型の消火栓がふえている、これは議員おっしゃられるとおりで、この消火栓につきましては、水道管理者が設置をし、使う消防側が日常の管理をさせてもらうという流れになっております。それで、現行残っております四角いふたの消火栓につきましては、おのずとやはり水

道管理者のほうで丸型に更新されていこうかと考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 先ほどの前の質問の中で、耐用年数とか、いつごろ立ったんかという御質問が水銀灯の部分についてあったと思いますが、これは町としては、図面上管理をしている状況でございます。それについて、今回274本あった単独柱のうち、26年に一斉調査をして37本支障な部分があり、その年度に11本撤去をして、平成27年度には16本撤去をした。随時そういう図面の表示に基づいてその管理をしていってるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で、第2項、安全で安心のまちのために、について、16番中村武弘議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、期日前投票所を含む共通投票所の設置について、12番木田議員、17番梶川議員の質問を行います。

最初に、12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 期日前投票所を含む共通投票所の設置についてということで質問させていただきます。

昨年9月議会でも同様の質問をしましたが、政府の閣議決定を受け、改めて質問をいたします。

既に駅やショッピングセンターなどで期日前投票所を設けている自治体もあります。東広島市選挙管理委員会では、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるのを受け、ことしの夏の参議院議員選挙から広島大学内に期日前投票所を設け、学生以外の市民も投票でき、不在者投票所も兼ねるよう計画されています。

投票率の向上や利便性の観点からも、町においても夏の参議院議員選挙の18歳引き下げに伴い、ショッピングセンター等に共通投票所を設置してはどうか、町の考えを伺います。という質問でございます。

我が町も向洋駅がございますけど、長野県の松本駅、この間視察に行ったところですか、大阪府の熊取駅等で既に実施をされておるみたいですね。ショッピングセンターと申しました。これ昨年11月の廿日市市の市長選で、ショッピングセンターで期日

前投票をやられたみたいで、前回比の2.3倍にふえたということでございます。

冒頭申しましたように、政府のほうもこの3月でこれを通すように頑張っておられるようなので、それを踏まえて質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君） 引き続き、17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 先ほどの前任者と重複する部分もあると思いますが、選挙権年齢の引き下げを受けて府中町の対応は、ということで質問をさせていただきます。

平成28年6月施行予定の公職選挙法等の改正では、現在は20歳以上の投票年齢が18歳以上に引き下げられるということです。国会図書館によると、調査した189カ国・地域のうち、投票年齢が18歳なのは170もあるそうです。また、別の資料によりますと、191の地域のうち92%の176カ国がもう既に若くなっているということで、オーストリアなんかは16歳から投票ができるというところもあるそうです。民法の成人年齢などの引き下げには反対者も多く、法的な整備も十分ではないことなど、今後の課題も多く残っているように思われますが、世界基準の仲間入りをすることとなります。

以下、公職選挙法等の改正に関して質問をいたします。

1つ目、府中町内で選挙を得ると思われる18、19歳は、およそでいいんですが、何人ぐらいでしょうか。全有権者の2%強とも言われております。

2番目、今後の若者の投票率向上の取り組みは、特に学校での取り組み等があれば、聞かせていただきたいと思います。ちょうど3月の広報ふちゅうにちょうどこういうことをやってる府中小学校ですかね、デザート選挙というのをやって、ちょうどけさ見よったら、ちょうどいいのがあったなと思って持ってまいりました。いろんな形で投票体験をやってるんだというふうに思います。その取り組みについて聞かせていただきたいと思います。

3番目に、投票所の増設など、投票率向上に向けて今後の考えがあれば聞かせていただきたいと思います。先ほど12番の木田議員もおっしゃった共通投票所などの設置ということなどがあれば、聞かせていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君） 答弁。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（新見公平君） 12番木田議員からの期日前投票所を含む

共通投票所の設置についてという御質問と、17番梶川議員からの選挙権年齢の引き下げを受けて府中町の対応は、という御質問に御答弁させていただきます。

答弁に当たりましては、梶川議員の1番目、2番目の御質問にお答えし、梶川議員の3番目の御質問と木田議員の御質問にはあわせて答弁をさせていただきます。

まず、梶川議員からの1番目の御質問、府中町内で選挙権を得ると思われる18、19歳は、何人ぐらいかについてでございます。平成28年2月1日時点での人口統計資料から見ますと、18歳が498人、19歳が542人となっております。人口が同様に推移しますと、6月19日以後に公示されます国政選挙で約1,000の方が新たに選挙権を有し、その後、毎年約500人程度の方が選挙権を有することとなります。

次に、2番目の御質問、今後の若者の投票率向上の取り組みは（学校での取り組みは）についてでございます。選挙管理委員会では、明るい選挙推進協議会、教育委員会と連携して、現在、主権者教育を拡充するよう取り組んでおるところでございます。

現在、若者の投票率向上の取り組みといたしましては、成人式の機会を活用して啓発を行ってまいりましたが、18歳に引き下げられることにより、成人式のような一堂に会する場面もありませんので、バースデーカードの送付といった啓発事業を行う予定にしております。このバースデーカードの送付啓発事業は、定時登録や選挙時登録で新たに選挙人名簿に登録される18歳にバースデーカードで誕生日を祝するとともに、有権者としての意識高揚を高める投票の大切さを呼びかけ、選挙の仕組みが容易にわかるよう啓発冊子をあわせて郵送するものでございます。

また、若者の情報ツールとして、大きな役割を果たしているインターネットを活用した情報提供も効果的な選挙啓発事業の一つとして、今後調査研究してまいりたいと考えております。

また、18歳に選挙権年齢が引き下げられることを受け、特に高等学校などでの出前講座といった事業が注目されますが、町選管では、中・長期的な視点に立ち、子供のころから社会に参加し、みずから考え、みずから判断する自立した主権者を育成していくことが重要であり、常日ごろから政治や社会の問題を考え、学習体験を積み重ねることによって、初めて質の高い投票行動に結びつくものと考えております。

これらのことから、小学校6年生の社会科で初めて政治や選挙などを学ぶタイミングに合わせ、町内5校の小学校6年生を対象に、テキストによる講義や選挙クイズを

行う出前講座を実施してまいりました。

今年度については、新聞、テレビ、広報ふちゅうでも御存じと思いますが、先月、先日ですね、2月8日に府中小学校において、身近な題材ということで、給食のデザートを選ぶ模擬投票をモデル事業として初めて開催し、参加型学習の拡充を始めております。この事業につきましても、翌年度以降に継続して実施し、小学校全校に拡充をしていきたいと考えております。その他、ポスターコンクールへの作品募集を、6年生について夏休みの宿題として実施させていただいております。これは啓発事業としてはもちろん、ポスターを描くことで選挙へ興味を持つきっかけづくりとして効果があると考えております。

次に、中学生におきましては、生徒会選挙における選挙機材の貸し出しは行っておりますが、現在事業としては行っておりません。今後小学校で学習体験した出前講座の積み重ねとしまして、政治に対する関心を高めることを目的としたグループワーク、政策提言、模擬投票といった事業の展開ができればと考えております。

高等学校につきましても、町内唯一の安芸府中高等学校での取り組みが考えられます。安芸府中高等学校では、文部科学省から県教育委員会を通じて、文部科学省作成のテキストによる高等学校において主権者教育を行うよう通知がされており、本年度においても高校教諭により実施されておるといってございます。町選管としましては、高等学校での主権者教育の場面において協力していくこととしております。

これらの主権者教育の常時啓発事業、選挙時における臨時啓発事業、また投票環境の整備等も、若年層の投票率向上の取り組みに関して、全国どの選挙管理委員会も試行錯誤をしているのが現状でございます。町選管としましても、関係機関と連携を取りながら、中・長期的な視点で、将来の有権者の意欲の醸成のための事業に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、木田議員からのショッピングセンター等に共通投票所を設置してはどうかという御質問と、梶川議員からの御質問、投票所の増設など、投票率向上に向けてについて御答弁申し上げます。

現在、期日前投票所は2カ所、投票所は11カ所設置しております。しかし、平成28年3月末で廃止となる町立南保育所の投票所を平成28年9月に執行予定の府中町議会議員選挙までは投票所として活用させていただくものの、その後につきましては、投票所の検討を行う必要がございます。そのため、町立南保育所の投票所廃止に

合わせ、町全体の投票区、投票所の見直し、再編にも着手したいと考えております。

投票所につきましては、管理運営上公共施設での設置が望ましいこと、ある程度の施設規模などが必要となってくることから、投票所での増設は難しいと考えております。その検討の中で、近年のライフスタイルの変化、多様化などにより、選挙期日に投票することが難しい有権者も多い状況を踏まえ、期日前投票所の拡充を検討していきたいというふうに考えております。

期日前投票所の今後の検討方法についてですが、他市町の事例で申しますと、質問書にもありましたように、駅やショッピングセンターに設置している事例や、大学や大学が所在している市町村においては大学校内に設置、事務従事者についても大学生を雇用するなどといった事例もございます。

具体的には、総務省内に設置された投票環境の向上対策に関する研究会の報告書の中に、駅構内や商業施設など、頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置することで、投票率の向上など、効果があるとされる事例もあることから、当町の大型ショッピングセンターの中に期日前投票所の設置が考えられると思います。この大型ショッピングセンターと先月中旬に協議、検討の場を持ち、現在増床工事をされております増床部分に多目的スペースの設置が計画されているということをお伺いいたしました。今後、増床計画の詳細が具体的にになった際に、投票管理システムの構築、投票所スペースの安定的な確保、投票の秘密等を確保するためのスペースの確保、投票所の混雑などといった課題をクリアし、設置に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

また、共通投票所の設置についてですが、現在大型ショッピングセンターなどにも投票所の設置ができるようにする公職選挙法の改正が予定されておるところでございます。投票所の投票は、自分の属する投票区の投票所で投票し、それ以外の投票所では投票ができないということとなっております。共通投票所は、利便性の高い場所や頻繁に人の往来がある場所に投票所を設置し、有権者が定められた投票区の投票所のほかに、増設したこの投票所で投票ができるというものでございます。

先ほどの大型ショッピングセンターへの期日前投票所の設置とともに、選挙当日についても、引き続き投票所としてこれが使用することができれば、選挙当日においても既存の投票区にとらわれず、個々の有権者が最も利便性の高いと考える投票所をみずから選択することにより、投票環境や投票率の向上につながると考えられると思

ます。

このことから、共通投票所の設置は有効な手法と町選管としても考えておりますが、二重投票を防止するために、有権者の投票済み状況を共有するための選挙当日の選挙人名簿対照のオンライン化や、共通投票所の適正設置規模の問題など、もう少し検討する点があることも事実でございます。町全体の投票区、投票所の見直しと同時に検討していきたいと考えております。

今後、投票所、期日前投票所のあり方につきましては、選挙の公正を確保した上で、有権者のニーズに合った配置方法、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的な方策を検討していきたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

まず、木田議員。

○12番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございました。前向きなんか、ちょっとどうなんか、よくわからなかったんですけど、今のショッピングセンターの件で、今あれ増設は秋じゃなかったですかね、秋ですよ。私が言うまでもないですけど、ことしは府中町は3つの選挙があつて、5月、参議院が多分7月10日が有力と、9月の20何日ですかね、町議会選挙が、それに間に合うんでしょうか。今の話ではちょっと間に合いそうにないような雰囲気もちょっとしております。

それと、必要性が理解されてると思うんですけど、そのときに今までは、投票所へ同伴で行けるのは、幼児か、やむを得ない事情のある者と、これも18歳未満に引き下げられると。やっぱりこれもやっぱりショッピングセンターとか駅とかいうことになれば、そういうことをやっぱり想定しとかないけんと思うんです。それと、投票時間ですよ、これも見直しがあるみたいで、これはもう自治体の判断でその辺も拡充できるというふうなことになってると思います。その辺を踏まえてもう一度具体的に、ことし繰り返しますけど、3つ選挙があります。それに間に合うのかどうなのか、そういう計画で動いてられるのかと、今の子供さんの同伴と投票時間の件について、改めて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 続いて、17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） ちょっと先ほど話された18歳になったらバースデーカードが送付される送付事業というのがあるというのを聞いて、あっこれはちょっとお

もしろいなと思いました。ぜひ、要望ですけど、かたい小さい文字でぱっと来るんじゃないなくて、何かこうインパクトのあるすてきなものをつくっていただきたいと思っています。

あと、子供への教育を通じて、若年層はもちろんですが、社会全体で投票率が向上できるように努めていただきたいというふうに思います。

あと、若い人の意見をどんどん取り入れて、投票率がどうしたら向上できるかということ、もうこれ以上投票率が下がってはいけませんので、ぜひ若い人の意見も取り入れて投票率の向上を図っていただきたいというのを要望しておきます。

以上です。

○議長（中井元信君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（新見公平君） 今、木田議員からの御質問ですが、ことし3つある選挙にそれが間に合うのかどうかということですが、実際に18歳に引き下げられるのは6月からになるわけで、次の参議院選挙からという形になってこようかというふうに思います。

町選管としましては、先ほど申し上げたのが、共通投票所に関しては、そういったスペースの確保とか、そういったところが必要になってきますので、これは今、先ほど大型ショッピングセンターのほうとお話をさせてもらいながら、増床計画のあるところについて、共通投票所ができるかどうかというところをまずはお話をさせてもらっております。

それで、期日前投票等これもございますが、一応そのショッピングセンターの中に利用できる催事スペースとか、そういったところも今あるわけでございます、1階の、あそこの1階、2つぐらいスペースがあると考えているところでございます。それで、エスカレーター、そのスペースですね、この2つのスペースのいずれも1階フロアにあるため、2階以上のフロアや、昇降中のエスカレーターから容易に内部が透けてみえるといったような形になりますので、例としましては、投票所の設置スペースに屋根等の設置は必要になると、そういったようなところも、そういった秘密の保持を考えていかないといけないというところもありますので、これも一緒に検討させてもらいたいというふうに思っております。できれば、この後構築するのにオンラインを引いたりとかいうこともありますので、ちょっとこれがまたどれぐらいかかるかということもありますので、町選管としましては、その期日前投票につきましては、前

向きにこの6月、7月の参議院は難しいかもわかりませんが、9月の町議に向けては一生懸命取り組んでまいりたいというふうには思っております。

それから、幼児の同伴でございますが、これは選挙法の改正によりまして、今までは投票所内に子供が入ることができなかったということがございましたが、これも改正によりまして、幼児の同伴ということも認められるという形になっておりますので、これは今度クリアできると思います。

それと、選挙時間ですね、この時間につきましても、町独自に設定できるということになりますので、逆に、期日前投票でそういったショッピングセンターでやるということになりますと、朝の今7時から8時までというようなことは、逆に難しい状況になってくると思います。それはショッピングセンター自体の時間があいてないということになりますので、そこら辺は融通をきかせてその選挙時間を考えてやっていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中井元信君） 3回目の質問はございますか。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 時間的なもの考えたら大変タイトで厳しいんだろうという、先ほどのオンラインの話もありましたけど、と思うんですけど、やっぱり18歳に引き下げられるというタイミングですね、やっぱりこのタイミングで投票所にも子供たちが入ると。その理由も、やっぱり投票による政治参加の重要性を子供たちに理解をしてもらうために効果的だというふうに国も判断をされて、そういう要するに政治離れが今言われております。我が町も当然投票率が下がっておる状況の中で、やっぱり投票率を上げて選挙に関心を持っていただきたい。この18歳に引き下げられるというのはすごくいいチャンスだと思うので、できればそこに照準を合わせて頑張りたいと思います。要望で終わります。

○議長（中井元信君） 続いて、17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） ありません。

○議長（中井元信君） ありませんね。要望ということで。

以上で、第3項、期日前投票所を含む共通投票所の設置について、12番木田議員、17番梶川議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君）　ここで休憩をいたします。再開は13時30分からといたします。休憩。

（休憩　午後　0時13分）

（再開　午後　1時30分）

○議長（中井元信君）　休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君）　続いて、総務文教関係、第4項、和多利町長引退にそって、について、15番加島議員の質問を行います。

15番加島議員。

○15番（加島久行君）　和多利町長引退にそってということで質問をいたします。

平成27年12月定例議会の一般質問の中で和多利町長は引退を表明されました。平成12年から町長に就任されまして、今日まで約16年間、さまざまなことがあったと思います。特に、私と同じように同期で町議会の議員に当選をいたしました。今までいろいろなこととお話をし、議論もし、妥協もし、時々は激論もありました。

特に、和多利町長の姿を今思い浮かべますと、山陽本線の高架事業の区画整理等の地元説明会などでかなり罵声があったり、いろいろな反対運動の中でも一生懸命説明をしてやってこられたのを思い出します。そして、くすのきプラザの建設についても、全員協議会等で1日半ぐらいかけまして、私は天井川だから高架にするべきだというようなことをやると、2億5,000万円ぐらい事業費がかかるということを含めて、いろいろな議論をしながら今までやってきたのを思い浮かべます。そういったことを思いながら、日本の金融市場、世界の経済全般のあらゆる景気の悪化等もありまして、苦しい財政運用の時期もあったと思います。

その中で、町長は特に改革を進め、町長独自の手腕で今まで行政を進めてこられたと、都市基盤の整備を初め、あらゆる暮らしの事業に着手して、事業をとめちゃあいかと、府中町の活性化は必ずずっと毎年やらにゃあいかんいうことで、本当に努力をされてきたなど、このように思っております。

これは私思うんですが、3次総の90%以上は達成したと、このように私は自負をいたしております。その中で、特に都市計画税の導入は苦渋の選択であったと、今でもそう思うし思ってるし、町長もそういう気持であったと、このように思っております。

す。多くの町民から和多利町長は信頼されて、議会と一体となって、まちづくり、住民サービスを軸に、一生懸命努力をされたことに感動いたしており、いろいろなことを懐かしくもあり、今の私の気持ちであります。私の気持ちはまあそのぐらいにしまして、質問はもうこのぐらいにしますが、とにかく16年の思い、将来の思いも含めましてお聞かせを願いたい。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 15番加島議員からの質問でございますが、町長引退にそつてということで、質問の趣旨としましては、一つとしては、16年間の思いということでございますし、2つ目は将来の思い、思い残したというものも含めて、こういうことだというふうに思いますので、一つ一つ、まあ一つ一つといたしても2つしかないんですが、お答えをさせていただきたい、このように思います。

まず、1の4期16年間の思いということでございますが、昨年12月の御質問では、16年間の実績ということについて、かなり詳しく申し上げたところでございますが、今回は若干違って、16年間の思いということでございますので、若干昨年とダブりますが、質問の思いということでお答えをできればと、このように思っております。

先ほど来加島議員からもおっしゃっていただいたんですが、私が就任した当初は、極めてデフレ社会、税収が年々後退をした時期でありまして、町の財政というものも、簡単に言いますと枯渇寸前だったということでございますが、町長にさせていただいて何か何とかしなきゃいかんと、こういう思いでございまして、その私もこの直前には議会の議長という立場ということで、状況は薄々と知っていたということでございますが、先ほど言いますように、町長になった以上は何とかしなければいけないと、こういう思いで、とっさに思いついたのが抜本行財政改革と総合計画の見直しの時期に合わせてまちづくり計画を、郊外のまちとして徹底的に見直したことも先ほど若干加島議員が触れられておりましたとおりでございますが、それを進めてきたということでございます。

これが2つの大きな柱ということになりますが、抜本行財政改革の骨子としては、言うまでもなく業務の民営化、一般経費としても庁舎等の管理、窓口業務等の一部嘱

託化、ポンプ場の管理の適正化、さらに連立、いわゆる区画整理についての事業予算の関係先との負担割合を大きく調整をさせていただくなど、ありとあらゆる改革の断行を先頭に立って施し、恐らく大きな成果を上げ得る、こういうことできたと、このように私としても確信を持っております。

また、まちづくり計画の見直しについては、郊外のまちとして大々的に見直しを施し、整備事業費の大幅な削減を図ることができました。その新計画に基づいて整備をした施設というのが、いわゆるくすのきプラザ、南交流センター、福祉の郷、鶴江地区センターやコミュニティバスの導入など、その進めてきたことの活用度から見ましても、いささかも間違いは私はなかった、このように確信を持っておるとともに、既存の都市計画整備といたしましても、鶴江鹿籠線7、8の整備、補助街路、公共下水道事業、向洋駅周辺土地区画整理事業に加えて、東日本大震災で、まあ言葉は悪いんですが、降ってわいたような施策、いわゆる学校教育施設の耐震改修、改築等を施してまいりましたが、財政のこの厳しい中で、少しは行政も割愛できないかと、幾度となく検討をしてまいりましたが、何も割愛するようなものがなく、まさに16年間息をする暇がなかったような気がしておると、こういうことでございます。

先立つものはお金ということになりますが、これらの施策を施す上において、先般申し上げたとおり、抜本行財政改革を中心に遊休資産の活用、さらに不用額の原則凍結、これも大きな効果をもたらした。それから、都市計画税の導入、政治活動の駆使に加え、施設整備計画の大幅な見直しによる投資予算の縮減を絡ませ、当初どれだけできるかということで心配しましたが、思った以上のまちづくりを進めることができたんじゃないかなど、このようにも私として思っておるということでございます。これもひとえに職員の皆さん、議員の皆さん、住民の皆さんの一体となった御協力、御支援のたまものと、今ここに若干申すのも早いような気もするんですが、本当に感謝にたえないと、こういう気持ちでいっぱいでございます。本当にありがたいことだと思っております。これが1点目でございますが。

2点目の将来の思いということでございますが、心配をしているのは、やはり長期的行財政の運営ということでございますが、改革で一定のところまで景気の戻り等を含めて押し上げてきたということではございますが、まだまだ行財政内容は厳しい状況下でございます。事業が多いということでございます。しかし、体制は整えてきたんで、この景気が持続をして後退をしなければ、大きな問題は起こらんだろうかと、

このようにも思っておるということでございます。

特に、財政の現状で言いますと、何とかなるというて今申し上げたんですが、実質公債費比率、これは12%程度と良好な数字を示しておりますが、経常収支比率が100%を超えているということで、経営指数ですから心配されるのも当たり前のことだということですが、そうは言いながら、どこに原因があるんか、私も常々検討してみতেおるんですが、実はこれはどこに問題があるいうたら、国の指定した計算式にあると。といいますのが、基準財政規模に経常経費を無理して割つとるわけですから、それが100%を超えるいうたら、いよいよ経費が超えた分だけはいいと、こういうことになるんですが、実はこの分母に、いわゆる起債で見てもらえる事業の経費ですね、いやいや、そうじゃない。福祉事務所のこの特別交付税、福祉事務所をとって5億からのあれが分母に入らん、ほいで都市計画税も分母に入らん、こういうことになる。

それから、分子のほうで言いますと、交付税対象となる償還金、これが差し引きできんの、それが入つとる。見てくれるのに、どうして外さんのかいう、入つとる。計数を悪くしとる。まだまだ私に言わせたらですね、鶴江の第7期、さらにはふれあい福祉センターは、当時国は金がないもんですから、地総債、いわゆる全部借金でやるときなさい。補助金で言うたら50%じゃが、地総債やったら55%で有利ですよと、こうやったんですね。これでふれあいと鶴江の7期やつとる。不交付団体のときには皆うちの持ち出しになってしもうた。これも計数へ入つとる。補助金でやったら係数の悪いあれを入れる必要はない。そういうような分子にも引かなければいけないものを入れたりすると、こういうような形があるもんですから、一つ経常収支が悪い。悪い、100%で今の事業できんことになつとるんじゃが、あれだけ大きな事業やつとるじゃありませんか。それがおかしい。だから、国の計数の出し方に問題がある。

それと、よそはそんなに問題ない。何で府中町だけ。府中町は都市計画事業を中心にやつとると、都市計画事業を中心にやっておるもんですから、中身が違うんじゃ。全国で、5万ぐらいでこれだけ都市計画事業を中心にやつとる町はない。同じようなレベルの自治体で比較しなさいいうて、全国でこう見て比較するようない、実際に。それが現実ということで、財政状況も心配はしとるんですが、余り心配はしとらん。最大限の努力をしとると、こういうことになるろうと、このように思います。

そういうことからしますと、私としては、経営診断というのあるじゃありませんか。

公債費比率でも実質じゃあどうじゃ言うでしょう。経常収支比率もうちの独特の、全国でない。独特の私が言いました計数を加味して実質経常収支比率いうのを今度経営の中に入れたらどうかと私は思う。こらええ、うちで入れりゃあええ。入れても県のほうへ出して、今邪魔になるとは言われやあせん。そうせんと経営判断できんですね。私はそういう思いがしておるんじやいうことは、私がひとり言を今言いよる。ひとつ参考にしといてほしいということでございます。

また、町の財政指標の将来ということでございますが、今の主要3事業というのが、向こう4～5年したら逐一完了していくんだ。そうしますと、新たに起こす起債は元金の償還額から半減するんですね。想定してみても、事業を。そうしますとどんどんこの一般財源が生まれてくる。金利も償還して、元金も償還して、少のうなった分だけは減っていく。4～5年のところがちょっとピークかなということで、こういうことを考えると、今の計算式でも将来はええということになる。今、一時的には実質経常収支比率の独特のものを出しやあええと、私は思うとるんですが、そういうことにもなるということでございます。

もう一点だけ申し上げておきますと、第4次総合計画を策定をいたしましたけれども、今後も都市基盤整備をし、都市計画道路、補助街路、公園整備や公共施設の延命化、地籍調査、文化遺産の再整備等、限りない行政がございますが、恐らく今日のように大型事業が重なり合うというようなことはないと思います。想定できると思います。向こう10年間には大方は難しいと思いますが、東部丘陵地について、まちづくりの最後の施策も今回の第4次総合計画で明確にしておりますが、社会環境が改善、少しでも調査費というのをつけられれば、そういう思いで今回そこらも入れさせていただいており、将来にわたる10年間じゃなくして、10年間の思いと、また将来にわたるもんが重なり合うとるというような形で今回整備をしておるということでございます。

これらの施策はおおむね整備をされますと大方府中町のまちづくりは完成の域になり、次はメンテナンスの時代になっていくということになります。また、この間は腰を据えて地道にまちづくりをしつつ、きめ細かな生活しやすい、みんなが住みたい、住み続けたいまちを追及していけば、間違いなく末長い繁栄が期待できるというふうに、私は思いとして持つておるということでございますが、ちょっと長くなりましたが、以上をもちまして、15番加島議員さんへのお答えにかえさせていただきたいと、

このように思います。よろしくひとつお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2回目の質問ございますか。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 町長の引退にそってということで、いろいろ思いを今聞かせていただきました。まだまだ元気やわ。情熱もあるわ。そらもっともっこのれからも府中町の発展のためにお力をおかしいただきたいし、ひとつ私もかなりの年になりましたが、まあこれからもひとつよろしくお願いをしたいと思います。本当に今の思いを聞かせていただいてありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問は終わります。本当にありがとうございました。

○議長（中井元信君） 以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は3月14日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。延会

（延会 午後 1時54分）